

社会民主主義 フォーラム

全国 通信

No. 54

2023年
11月30日

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-6-9

DIK麹町ビル704号室

TEL : 03-6272-8135

FAX : 03-6272-8136

Mail : forum-cho@iaa.itkeeper.ne.jp

第2回政治セミナー 瀧本司日教組委員長

待ったなし 働き方改革 給特法の廃止・見直しを

社会民主主義フォーラムは第2回秋期政治セミナーを10月31日に議員会館で開催し、日教組委員長の瀧本司さんから「待ったなし 教員の働き方改革」と題し講演を頂きました。あらためて先生の仕事や学校現場の深刻な現実に触れ、改革の課題を考えさせられたセミナーとなりました。（文責は編集者にあります）



二日で辞めてしまう 新任の先生も

日教組の「学校の働き方改革意見投稿フォーム」に寄せられている特徴的な意見からご紹介します。

教員の働き方改革が進まない根本的な理由は、7時間45分の勤務時間内では、業務が終わらないという構造的な問題です。勤務時間を超えると裁判所は「自活的行为」と言います。つまりボランティアです。テストのマル付けも勤務時間を超えると全部ボランティアになります。ですからこういう業務は**学校の業務**としてきちんと認めて欲しいという声が多くあります。

次に教員数に対して仕事が多い、教員が十分に足りていないことです。出勤してから夕方まで、特に小学校の先生はトイレに行く暇もなく、膀胱炎になる方も多い状況です。それくらい休む暇はありません。給食時間も子どもたちは15分ぐらいで食べ、先生たちは

子どもたちの様子を見るため、10分もかからない時間で食べます。そうした状況なので人を増やして欲しいという要望です。

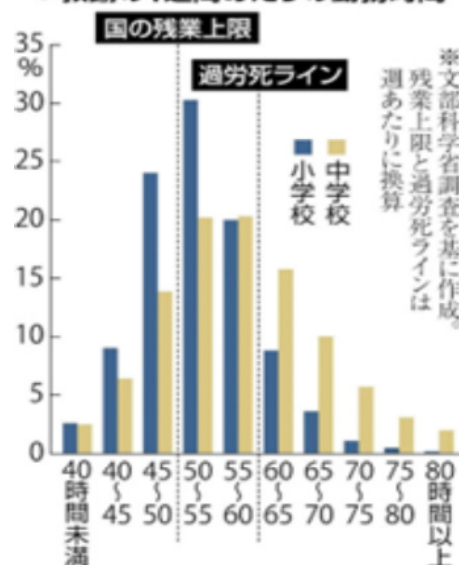
そして給特法（注参照）改正によって客観的な勤務時間管理が行われることになりました。しかし校長先生が、これからは自主的な時間だから、勤務時間を超えたらタイムカードを切ってくださいということです。いわゆる改ざんが行われているという問題です。

最後は事務職員の声です。先生は忙しいので事務作業は事務職員にと言われますが、学校の事務職員は一人しかいません。そういう事務職員の悲鳴があります。栄養職員も、子供たちに関わるアレルギーなどきめ細かな対応が求められる中、一人で奮闘しています。

文科省が行った22年度の勤務実態調査があります。勤務時間の上限は週45時間です。

ところが50時間を超えさらに**過労死ライン**と言われる60時間を超える先生も多くなっています。中学校では部活がありさらに長くなり、土日2時間の部活ですから、国の上限に収まらず過労死ラインを超えています。それでも

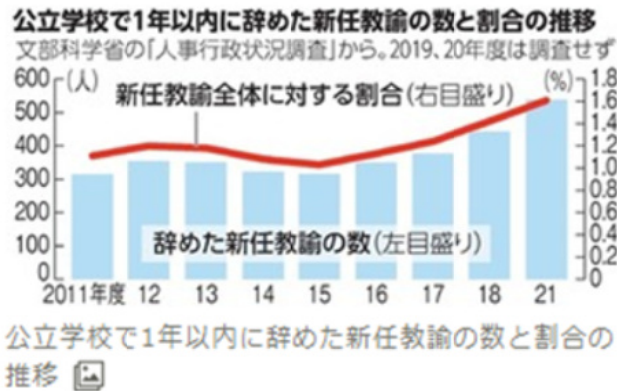
●教諭の1週間あたりの勤務時間



（注）給特法（きゅうとくほう）とは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」のこと。公立学校の教育職員には時間外勤務手当を支給しない代わりに、給料の月額4%を「教職調整額」として支給するとされている。しかし時間外労働が「自主的勤務」などと正当に評価されず、働き方改革を進める際の大きな課題となっている。

文科省は18年に行った調査と比べれば30分ほど短くなっており「成果が出ている」と言っています。

同じく文科省の「人事行政状況調査」では、21年度は病欠休職者数8314人の内、5897人が**精神疾患**です。朝、学校に行きたくなるという状況が突然来ます。過労死も精神疾患も長時間労働が主原因です。精神疾患で休職すると復帰するのが難しく、やめていく人たちも増えていく現実があります。



そして**1年以内にやめる新任の先生**が多く、2日でやめてしまうケースもありました。コロナ禍では教育実習ができず、いきなり新任で学校に行き、それで「えっ」という話になってやめてしまう。しかし教育実習を行っていても、実際はこんなに過酷なのかという声は多く、教育総研のアンケート調査では、先生は魅力だけこの働き方はできないという意見が多く寄せられています。4月1日から先生になり、いきなり担任です。民間では研修期間ですが、教師はすぐに一人で現場です。そういう体制にメスを入れなければなりません。

次に**教員採用試験**です。文科省の調査でも倍率が低くなっています。この調査は採用者数を受験者数で割っています。実態は採用された人でも辞退する人がおり、本当はもっと深刻な数字になります。最新の数字では東京都の小学校の倍率は1.1倍です。これだと落とすわけにはいかないレベルです。これは教員養成課程を減らしてきた文科省の失敗です。

ところが文科省は何をやろうとしているか。簡単に免許を取れるようしようとしています。これは免許制度の根幹を揺るがす事態で、運転免許証をペーパーだけで取れるようにするようなものです。もっとひどいのは、特別免許です。さすがに文科省は止めましたが、教員不足が深刻な沖縄で、教育実習を終えた大学3年生の段階で、特別免許を渡して週3回ぐらい講師として勤めてもらおうというものです。無茶苦茶としか言いようがありません。

教員不足も深刻です。文科省の21年度調査では約1900校で2560人くらいが不足となっています。これより2年後の文科省のアンケート調査では、「悪化しています」と答えた自治体が4割を超えました。どうするかと言えば、4月段階で担任の先生がいなくて、校長、教頭、また空きのある先生が入れ替わり立ち代わりで入ります。子どもたちには1カ月、2カ月

たつと差別感が結構生まれています。隣は担任の先生と授業で笑い声が聞こえてくるのに、なぜうちのクラスはとってきます。その影響はまさしく子どもたちにストレートに出てきます。

教育委員会がやろうとしていることは、大学生や民間の人に頼む、免許を失効した人にもう一度戻ってもらう、退職者をお願いするということです。日教組に退職教職員の会というのがありますが、82才になってもまだ頑張っている方がおられます。セカンドライフどころではなく、「まだ学校にいます」「ずっと声がかかってやめられない」という状況もあります。さすがに82歳の人にはもう階段上れないからやめると言っています。

時間外労働は 自主的自発的勤務ではない

今年5月、自民党が「令和の教育人材確保実現プラン」を提言しました。提言で唯一良いところが、将来的に超勤時間を月20時間程度まで減らすと目標を立てたことです。政府も文科省も目標がなく、唯一自民党が初めて出しました。これは6月の「骨太方針」にも反映され、それを受けて6月26日に中教審の「質の高い教師の確保特別部会」が行われました。自民党の提言、骨太方針を反映させた諮問です。

その柱建ては、①「更なる学校における働き方改革の在り方について」、②「教師の処遇改善の在り方について」、③「学校の指導・運営体制の在り方について」となっています。最大の問題点は、中教審では7時間45分の勤務時間を超える時間外労働を、自主的自発的勤務と扱っており、それを変えない限り働き方改革は一步も前に進まないということです。その一番の原因は給特法という法律の存在です。この給特法を変えない限り働き方も処遇も改善されないというのが日教組の基本的考え方です。

自民党の主張は給特法ができた時から同じです。教員には自発的勤務が必要だと。例えば、テストのマル付けの際、コメントをつけたいと言う先生がいる、つけないと言う先生もいる。そこを一律つけないで下さいと言うのはおかしいですよと、そういう理屈です。でもそれはまやかしかです。民間の営業だって、人によって違いますが、でもそれによって勤務時間管

21年度始業日時点の「教師不足」の状況

	不足	不足率	不足が生じている 学校数	不足が生じている 学校の割合
小学校	1218人	0.32%	937校	4.9%
中学校	868人	0.40%	649校	7.0%
高等学校	217人	0.14%	169校	4.8%
特別支援学校	255人	0.32%	142校	13.1%
合計	2558人	0.31%	1897校	5.8%

す。

付属学校が独法化した時に、付属学校の教師たちは公務員ではなくなり、必然的に労基法の世界に入りました。公務員でなくなったからというただ一つの理由です。つまり同じ仕事をしていて公務員か否かで時間管理をするとかしない、できるとかできないというのはおかしいことです。

そして自主的自発的勤務という言い方です。文科省は学校教育に必要な公務だけ勤務時間を超えると自発的勤務だと言います。先生たちがかわいそうだと思うのは、勤務時間外ですが、テストのマル付けが終わらなかつたら返さないと言う先生たちがいました。マスコミにも取り上げられました。小学校では特に、いつテストの採点をするのかという話になります。しかし無茶苦茶な理屈を振り回すのはもう無理なのではないかと思います。

だから基本は給特法を廃止して、労基法のもと、時間外勤務手当を支給するということを主張しています。ただそれがどうしても難しい場合は給特法6条の改正が必要になります。

持続可能な学校へ 議会で取り上げて欲しい課題

日教組は7月に緊急提言「持続可能な学校のための7つの提言」を出しました。今それぞれの地方で街宣行動をしています。このパンフレットを配布しながら、学校が抱える問題について訴えています。ぜひそうした行動に、自治体議員の方には弁士としてご協力いただけたらと思います。



さて具体的なお願いですが、最初に国に対してです。一言で言えば「定数改善」、「業務削減」、「旧特法

●●自治体選挙の結果●●

11月12日に投開票された福島県議会議員選挙では、立憲民主党公認で新人の半沢ゆうすけさん(写真)が当選し、紺野長人さんの後継として議席を守りました。



11月19日の千葉県・我孫子市議会議員選挙では、早川真さん(無・現7)が当選を果たしました。

の廃止・抜本的見直し」となります。付け加えるなら給特法の7条です。「業務量の適正な管理」とありますが、その用語の意味や説明はどこにもありません。長時間労働を放置せず、国はきちんと「業務量の適正な管理」をするべきという点です。

中教審の議論は時間外労働の上限を月45時間としています。しかし公務員の勤務時間は7時間45分であり、さらに月45時間プラスすることを前提で議論しているのはおかしいということです。本来中教審は長時間労働をしないことを前提に議論をしてほしい。だからそもそもスタートラインでの議論の立て方がおかしいと思います。ぜひこの点も国会で追及していただきたいと思います。

次に地方の課題です。前述の通り中教審は「業務に係る3分類」をまとめています。「基本的には学校以外が担うべき業務」の中で、先ほどの登下校に関する対応、見回りなどあげています。子どもが万引きしたと学校に電話が来ますが、知らんぷりはできません。

「学校は担当じゃありません」と言いますが、態勢がないからやらざるを得ない状況です。ただこの「3分類」はあまり現場に周知されていません。ぜひそれぞれの議会の中で、「3分類にもとづいて見直しが進められているか」など追及していただきたいと思います。

そして深刻な教員不足への対応です。先ほどの文科省の資料ですが、約1900校で2560人ぐらい足りなくなっています。他方で非正規の先生が増えていますが、それぞれの自治体で学校の非正規の問題についての追及をお願いします。非正規の先生たちには研修の機会がありません。正規の先生だと教育委員会も時間を取って研修させます。それぞれの学校で非正規の先生方を減らすということが、遠回りかもしれませんが教員不足を減らすという方法でもあると思います。「7つの緊急提言」にもとづいて、これまで以上に、教員の働き方そして学校現場を変えていく取り組みを進めていきます。